

フードバレーとかちロゴマーク使用管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、フードバレーとかち推進協議会（以下「協議会」という。）が管理するフードバレーとかちロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ロゴマークの使用は、フードバレーとかちの取組周知、認知度向上、十勝産食材の見える化による十勝の食のPR等を通じ、フードバレーとかちの推進を図ることを目的とする。

(ロゴマークに係る権利)

第3条 ロゴマークの著作権及び商標権は、帯広市に帰属する。

2 帯広市と協議会との利用許諾契約により、ロゴマークの利用について独占的に協議会が帯広市より許諾され、ロゴマークの使用許諾の権利処理については、フードバレーとかち推進協議会会長（以下「会長」という。）が行う。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、フードバレーとかちロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）（以下「使用許可申請書」という。）に必要な事項を記入の上、会長に申請するものとする。

ただし、ロゴマークを商用に使用することを希望する場合は、次条に規定する要件を全て満たさなければならないこととする。

(商用使用の要件)

第5条 ロゴマークの商用の使用を希望する者は、以下の各項を全て満たさなければならないこととする。

2 フードバレーとかち応援企業登録事務取扱基準に基づき、フードバレーとかち応援企業の登録を行った者のみが申請を行うことができるものとする。

3 第2条に定める目的に資する場合に限り使用できるものとする。

4 ロゴマークの食品及びそのPR資材への使用申請の際には、次の各号に定める書類を使用許可申請書に添付して提出することとする。

(1) 見本画像（食品については使用している十勝産食材をわかりやすく表示しているもの、PR資材についてはそのデザインがわかるもの）

(2) 食品に表示している使用食材について、原材料に十勝産食材を使用していることが確認できる書類。

(3) 前号の使用食材にかかる確認書類を添付することができない場合については、食品に使用されている複合原材料について明らかにした書類。

5 ロゴマークの飲食店メニュー及びそのPR資材への使用申請の際には、次の各号に定める書類を使用許可申請書に添付して提出することとする。

(1) 見本画像（飲食店メニューについては、提供するメニューが記載されているメニュー表及びそのメニュー画像、PR資材についてはそのデザインがわかるもの）

- (2) 飲食店メニューについては、表示している使用食材について、原材料に十勝産食材を使用していることが確認できる書類。
- (3) 前号の使用食材にかかる確認書類を添付することができない場合については、メニューに使用されている複合原材料について明らかにした書類。
- 6 ログマークの第4項及び第5項に定めのない商品及びそのPR資材への使用申請の際には、見本画像（商品については、用途及びデザインがわかるもの、PR資材についてはそのデザインがわかるもの）を使用許可申請書に添付して提出することとする。

(使用の許可)

第6条 会長は、使用許可申請書の提出があった場合には、使用の可否について審査を行い、使用が適当であると認められる場合には、これを許可し、フードバレーとちろろマーク使用許可書（様式第2号）（以下「使用許可書」という。）を申請者に対し交付するものとする。

ただし、商用の使用許可申請があった場合には、会長は、使用許可申請書の記載内容及び添付資料を確認の上、「フードバレーとちろろ商標使用審査委員会（以下「審査委員会」という。）」で使用が適当であると認められる場合に限りこれを許可し、使用許可書を申請者に対し交付するものとする。

2 ログマークの使用が、次の各号のいずれかに該当すると審査で判断された場合は、原則として会長はこれを許可しない。

- (1) 特定の個人又は団体の売名に利用される場合
- (2) 不当な利益をあげるために利用される場合
- (3) ログマーク制定の趣旨又はフードバレーとちろろの推進を妨げるおそれのある場合
- (4) 申請者が暴力団員又は暴力団関係事業者である場合
- (5) 申請内容に虚偽があると認められる場合

3 ログマークを商用に使用する場合は、前項の各号に掲げるものに該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当すると審査で判断された場合は、原則として会長はこれを許可しない。

- (1) ログマークを添付することにより、十勝産食材のイメージを損なうおそれがある場合
- (2) 十勝産食材の使用がきわめて少量であり、申請のあった商品において、ログマークの表示をすることにより、消費者に誤解を与える懸念がある場合
- (3) 消費者の利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 景品表示法等の法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) ログマークをデザインしたPR資材を、十勝産食材の活用をしない事業者又はフードバレーとちろろ応援企業未加入の事業者に対して販売又は貸与するなどその他の目的又は使用ルールから外れた利用となるおそれがある場合
- (7) その他許可することを審査委員会が不相当と認めた場合

(使用料金)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、無償でログマークを使用できるものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用できるデザインパターン及び表示方法は別表1のとおりとする。
- (2) ロゴマークは協議会より提供されたデータを使用する。
- (3) ロゴマークは許可された使用目的のみに使用する。
- (4) ロゴマークは、無断で使用してはならない。
- (5) ロゴマークと誤認される類似の文字の使用又は商標登録の出願をしてはならない。
- (6) ロゴマークの使用を許可された者は、他人に使用权を譲渡、又は貸与することはできない。
- (7) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、ロゴマークの信用を失墜させることのないように努めなければならない。
- (8) ロゴマークを添付した食品については、使用している十勝産食材について消費者にわかりやすく表示すること。

(変更の届出)

第9条 使用者は、申請内容に変更が生じた場合は、フードバレーとからちロゴマーク使用許可変更申請書(様式第3号)により、速やかにその変更内容を会長へ届け出るものとする。

- 2 会長は、前項に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときには、フードバレーとからちロゴマーク使用変更許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用許可の取消)

第10条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項又は第3項の各号のいずれかに該当していると認められた場合
- (2) 第8条各号に規定する事項を遵守せず使用していると認められた場合
- (3) その他、会長が取り消すことが必要と認める場合

(事故又は苦情の処理)

第11条 ロゴマークを使用した商品等に係る事故又は苦情が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

(調査及び報告)

第12条 会長は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況等について、調査することができるものとする。

- 2 使用者は、会長から前項の調査を求められた場合、食品、飲食店メニュー又はその他の商品についてはロゴマークを使用している食品、飲食店メニュー又はその他商品の内容を、PR資材についてはその内容及び販売・配布先のすべてを記録し、その内容を報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月20日から施行する。

別表1（第8条関係）

1. 使用できるデザインパターンは以下のとおりとする。



2. ロゴマークの一部のみを使用したり、変形したり他の図形と重ねて使用することはできない。

3. ロゴマークの表示色は、指定色及び単色とする。なお、これらの色のほかに、指定色を白黒印刷したものも可とする。

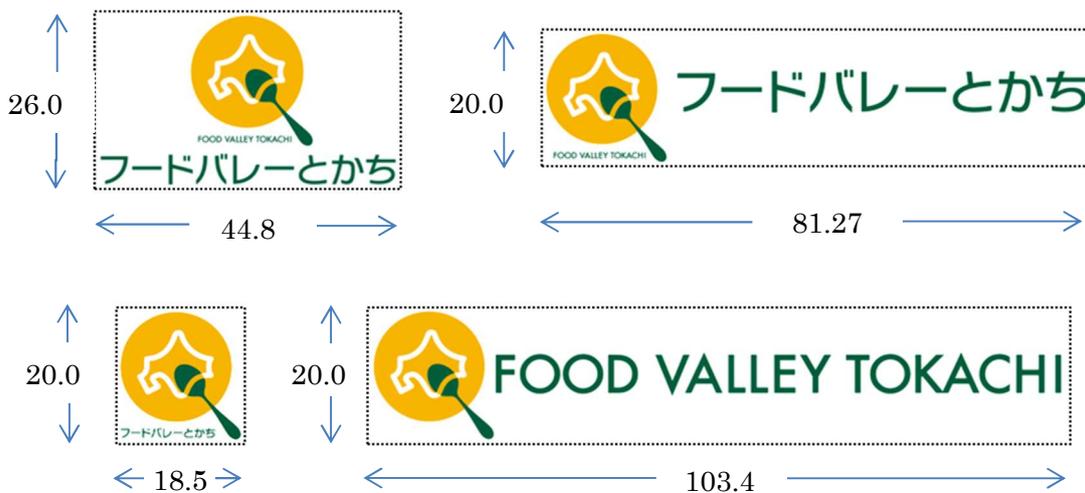
※ ロゴマークの表示色

- ・ カラーで使用する場合、指定色以外での使用不可
- ・ ロゴマークのバランス、レイアウトの変更使用不可

■ (C (シアン) 100%、M (マゼンダ) 60%、Y (イエロー) 100%)

■ (C (シアン) 0%、M (マゼンダ) 35%、Y (イエロー) 100%)

4. 使用サイズについては問わないが、縦横比率を変更した使用は認められない。



フードバレーとかちロゴマーク使用許可申請書

フードバレーとかち推進協議会
会長 米沢 則 寿 様住所
氏名

⑩

フードバレーとかちロゴマーク使用管理要領（以下「要領」という。）に従い、フードバレーとかちロゴマーク使用の許可について、以下の内容のとおり申請します。なお、フードバレーとかちのロゴマークの使用にあたっては、要領第8条の内容を遵守します。

記

1 使用目的	
2 ロゴマークを使用する商品名(広告物等の場合は使用場所)	
3 使用期間	令和 年 月から令和 年 月まで ※ 商標の有効期限は「令和16年2月21日」までとなっておりますので、商用で使用する場合は、これを超える期間の使用申請は出来ません。
4 使用数量等	(印刷物にしようする場合は印刷枚数)
5 使用希望 ロゴマーク	使用を希望するロゴマークに○をつけてください。 カラー ・ モノクロ
5 参考資料	ロゴマークを使う際の企画書・図案など使い方がわかる資料を添付してください。 食品又は飲食店メニューに使用する場合にはその原材料がわかる書類を添付してください。
6 担当者連絡先	職氏名 TEL E-mail

フ ー ド 第 号
令和 年 月 日

様

フードバレーとから推進協議会
会 長 米 沢 則 寿

フードバレーとからロゴマーク使用許可書

令和 年 月 日付で申請のあったフードバレーとからロゴマークの申請について、次のとおり使用を許可します。

記

1. 使用目的
2. 使用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
3. 場所・数量等
4. その他 決定内容について、変更があった場合は速やかにフードバレーとから推進協議会事務局へ連絡し、フードバレーとからロゴマーク使用許可変更申請書（様式第3号）を提出すること。

以上

フードバレーとかちロゴマーク使用許可変更申請書

フードバレーとかち推進協議会
会長 米沢 則 寿 様住所
氏名

次のとおり、使用許可を受けたフードバレーとかちロゴマークの使用について、変更したいので申請します。

記

	変更前（許可された内容）	変更後（申請内容）
1 使用目的		
2 ロゴマークを使用する商品名（広告物等の場合は使用場所）		
3 使用期間	年 月から 年 月まで ※ 商標の有効期限は「令和16年2月21日」までとなっておりますので、商用で使用する場合は、これを超える期間の使用申請は出来ません。	年 月から 年 月まで ※ 商標の有効期限は「令和16年2月21日」までとなっておりますので、商用で使用する場合は、これを超える期間の使用申請は出来ません。
4 使用数量等	(印刷物にしようする場合は印刷枚数)	(印刷物にしようする場合は印刷枚数)
5 使用希望 ロゴマーク	カラー ・ モノクロ	カラー ・ モノクロ
5 参考資料	ロゴマークを使う際の企画書・図案など使い方がわかる資料を添付してください。 商品等に使用する場合にはその原材料がわかる書類を添付してください。	ロゴマークを使う際の企画書・図案など使い方がわかる資料を添付してください。 商品等に使用する場合にはその原材料がわかる書類を添付してください。
6 担当者連絡先	職氏名 TEL E-mail	

様式第4号

フ ー ド 第 号
令和 年 月 日

様

フードバレーとまち推進協議会
会 長 米 沢 則 寿

フードバレーとまちロゴマーク使用変更許可書

令和 年 月 日付で申請のあったフードバレーとまちロゴマーク使用許可変更申請について、次のとおり使用の変更を許可します。

記

1. 使用目的

2. 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 場所・数量等

4. その他 決定内容について、変更があった場合は速やかにフードバレーとまち推進協議会事務局へ連絡すること。

以上